

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

(令和5年度)

住 所 広島県三原市本郷町善入寺64番地31

事業者名 広島国際空港株式会社

代表者名 代表取締役社長 中村 康浩
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

(1) 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)エレベーター (2)旅客搭乗橋 (3)その他	2026年度までに以下の施策を実施に向けて、引き続き計画等を推進する。 <ul style="list-style-type: none">国内線、国際線ともに、移動円滑化経路の最短化のため、コンコースと手荷物受取所を結ぶエレベーターを新設する。国内線、国際線ともに、一般エリアの1階から3階の各階を直接結ぶエレベーターを新設する。各スポットへの動線にエレベーターを新設する。	(1)国内線側については、2023年9月に着工し、2024年12月下旬供用開始予定。国際線については、新設に向けて協議・計画を推進中。 (2)国際線旅客搭乗橋（PBB）をフルフラット化に更新計画中。

(2) 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内所	高齢者、障がい者がスムーズに移動できるよう、案内所スタッフは高齢者、障がい者に対し、お声かけを積極的に行い、必要なサポートを引き続き実施する。	積極的に、お声かけを行い、必要なサポートを実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)案内所 (2)空港事業者との連携	(1)案内所スタッフ ・国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、案内所の接遇マニュアルを都度更新し、案内所スタッフへの周知を図る。 ・高齢者、障がい者に対しお声かけを積極的に行い、必要なサポートを引き続き実施する。 (2)空港事業者との連携 ・空港は大きな空間を有しており、案内所スタッフのみでは、障がい者へのタイムリーな支援は困難である。航空会社や商業などのターミナルビル内の事業者とも協力し、人的な支援を引き続き実施する。	(1)案内所スタッフ ・マニュアルの更新を行い、案内スタッフへの周知を実施。 ・積極的に、お声かけを行い、必要なサポートを実施。 (2)空港事業者との連携 ・各事業者と協力をを行いながら、人的支援を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)コミュニケーション支援ツールの見直し (2)案内サイン	(1)言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障がい者等に配慮し、コミュニケーション支援ボードを追加導入し、利用のされ方等について検証する。 (2)ユニバーサルデザインに配慮した案内サイン改修を検討する。	(1)筆談ボードを導入しているが、利用実績等について調査し、必要に応じて見直しを継続実施。 (2)改修計画に合わせて検討中。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)案内所スタッフへの教育 (2)避難誘導訓練	(1)案内所スタッフへの接遇に関する教育を実施する。 (2)災害時において、障がい者の避難誘導、避難支援を確実に行うことができるよう、障がい者を想定した避難誘導訓練を実施する。	(1)案内所スタッフへの接遇に関する教育を継続実施。 (2)障がい者を想定した避難誘導訓練を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)ホームページでの紹介 (2)案内所	高齢者、障がい者が当ターミナルビルを円滑に使用するにあたり、必要な設備について、以下の対応を行う (1)ホームページの内容を更新する。 (2)案内所に設置してある館内案内図を高齢者、障がい者が理解できる案内図の内容を更新する。	(1)ホームページへの掲出済。 (2)案内所に設置してある館内案内図について、高齢者、障がい者が利用する設備に特化した案内図を作成済。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ターミナルビル館内の投書箱やホームページ、案内所スタッフへお客様の声の聴き取りを行い、問題点を抽出し、対応策を計画し実施中（2019年度から継続実施）
- ・多目的トイレの混雑緩和対応のために、トイレの利用マナー啓発キャンペーンのポスターを掲出中（2019年から掲出）
- ・当社担当部職員の障がい者対応レベル向上のために、関連する研修等を選定中。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

特に無し